

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅駐印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベナン	糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	460,000千円 H23.3.31まで	H23.2.3 コトヌで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 ベナン側 ジヤン・マリ・エウズ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣	H23.2.17 48号
ベナン	国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	国営ラジオ・テレビ局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	29,400千円 H25.9.30まで	H23.3.29 コトヌで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 ベナン側 ジヤン・マリ・エウズ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣	H23.4.11 154号
ベナン	ジョグー初等教員養成機関能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	ジョグー初等教員養成機関能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	677,000千円 H27.4.30まで	H23.8.12 コトヌで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 ベナン側 ナシル・バコ・アリフ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣	H23.8.30 302号
ベナン	糧援助に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	340,000千円 H24.3.31まで	H23.12.5 コトヌで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 ベナン側 ナシル・バコ・アリフ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣	H23.12.15 399号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。